

与那原町融資決定事業者応援事業

【申請受付要項】

【対象者】

本町に主たる事業所又は従たる事業所を有する企業及び個人事業者（フリーランス含む）であり、令和2年7月31日までに以下の新型コロナウイルス感染症対策関連融資の申込を行っている者

- ①中小企業セーフティネット資金（県知事認定災害、セーフティ4号、5号、危機関連等）
- ②新型コロナウイルス対応資金（セーフティ4号、5号、危機関連）
- ③新型コロナウイルス感染症特別貸付（金融公庫）
- ④新型コロナウイルス対策マル経融資（金融公庫）

【給付額】

1事業所あたり一律5万円（現金支給または指定口座への入金のいずれかを選択できます）

【受付期間】

令和2年5月20日（水）から同年7月31日（金）まで

【申請方法】

下記のいずれかの方法で申請することができます。

(1)窓口申請の場合（完全予約制）

ア) 与那原町役場観光商工課（与那原町字上与那原16番地 プレハブ庁舎）

受付時間：平日10：00から16：00まで（12：00から13：00は除く）

TEL：098-945-5323

イ) 与那原町商工会（与那原町字与那原3090番地の8）

受付時間：平日10：00から16：00まで（12：00から13：00は除く）

TEL：098-945-3513

(2)郵送申請の場合（令和2年7月31日（金）の消印有効）

(郵送先)

〒901-1392

島尻郡与那原町字上与那原16番地

与那原町役場 観光商工課

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

～詳細については受付概要をご確認ください～

与那原町融資決定事業者応援事業 申請受付概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策関連資金の融資を受けた与那原町内事業者に対して、応援金を給付し、その経営等を支援する。

2. 申請要件

本支援事業の申請要件は、次のすべての要件を満たす者（以下「申請者」という。）

- (1) 本町に主たる事業所又は従たる事業所を有する企業及び個人事業者（フリーランス含む）
- (2) 本応援金申請時、すでに以下に掲げる融資（以下「対象融資」という）の申込みをおこなっている企業及び個人事業者（フリーランス含む）
 - ①中小企業セーフティネット資金（県知事認定災害、セーフティ4号、5号、危機関連等）
 - ②新型コロナウイルス対応資金（セーフティ4号、5号、危機関連）
 - ③新型コロナウイルス感染症特別貸付（金融公庫）
 - ④新型コロナウイルス対策マル経融資（金融公庫）

3. 給付額

1 事業所あたり一律 5 万円（現金支給または指定口座への入金のいずれかを選択できます）

4. 申請受付期間

令和 2 年 5 月 2 0 日（水）から同年 7 月 3 1 日（金）（土・日・祝日は除く）

※窓口での申請の場合は**事前予約制**となっています。必ず電話予約をした後、お越しく下さい。

※郵送の場合は 7 月 3 1 日（金）の消印有効

5. 申請手続き等

本応援金の申請に必要な書類等の入手・提出方法（窓口または郵送での提出）

(1) 窓口で申請の場合（事前予約制。必ず事前に電話予約してください。）

ア) 与那原町役場観光商工課（与那原町字上与那原 1 6 番地 プレハブ庁舎）

受付時間：平日 1 0 : 0 0 から 1 6 : 0 0 まで（1 2 : 0 0 から 1 3 : 0 0 は除く）

TEL : 0 9 8 - 9 4 5 - 5 3 2 3

イ) 与那原町商工会（与那原町字与那原 3 0 9 0 番地の 8）

受付時間：平日 1 0 : 0 0 から 1 6 : 0 0 まで（1 2 : 0 0 から 1 3 : 0 0 は除く）

TEL : 0 9 8 - 9 4 5 - 3 5 1 3

(2) 郵送で申請の場合

郵送での申請は与那原町役場観光商工課のみです。

7 月 3 1 日（金）の消印有効。簡易書留等郵便物の追跡ができる方法がおすすめです。

(郵送先)

〒901-1392

島尻郡与那原町字上与那原16番地
与那原町役場 観光商工課

(3) 申請書及び請求書入手方法

各申請窓口、または下記HPより申請書及び請求書のダウンロードができます。

<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/> (与那原町 HP)

<https://r.goope.jp/yonabaru-shoko> (与那原町商工会 HP)

6. 申請時必要書類

以下の(1)から(4)までの資料を提出してください。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

(1) 与那原町融資決定事業者応援事業申請書及び請求書

(2) 本人確認書類の写し

※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ

①(法人)法人代表者(支店長等含む)の運転免許証・パスポート・保険証等の写し

②(個人)運転免許証・パスポート・保険証等の写し

(3) 通帳表紙及び表紙裏面の写し(振込を希望される方のみ)

(4) 対象融資を受けたことがわかる書類の写し(信用保証決定のお知らせ、返済予定表等)

※まだ対象融資を受けていない場合は、令和2年9月30日までに対象融資を受けたことがわかる書類の写しを提出してください。

7. 支給の決定

(1)窓口での申請の場合

本応援金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、申請書類の不備がなく、追加書類の提出や内容確認がない場合、現金支給を希望する方は、申請日当日に与那原町役場会計課にて現金支給します。振込をご希望される方は申請書が届いた日から3営業日程度で指定口座へ振込できる見込みです。

※現金支給をおこなう際は押印が必要となります。窓口に来る方の認印(シャチハタ除く)をご準備ください。

(2)郵送での申請の場合

本応援金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、申請書の不備がなく、追加書類の提出や内容確認がない場合、現金支給を希望する方は、申請書が届いた日から1営業日程度で申請者へ現金受取のご連絡をいたします。振込をご希望される方は申請書が届いた日から3営業日程度で指定口座へ振込できる見込みです。

8. 不支給の通知

申請書類の審査の結果、本応援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知（不支給決定通知）を発送します。

9. その他

- (1) 窓口での申請は事前予約制となっております。予約がないまま窓口にいらした場合、対応できないこともありますので必ず事前に電話予約をしてください。
- (2) 体温が 37.5 度以上ある方や体調のすぐれない方は窓口での申請はご遠慮願います。郵送による申請も可能となっておりますので、そちらもご利用ください。
- (3) 窓口で申請される方はマスクを着用するなど、感染症対策をお願いします。
- (4) 申請受付期間中に事業所の名称、代表者等を変更した場合は、原則本支援金申請を行うことはできません。
- (5) 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本支援金を返還していただきます。
- (6) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、与那原町は検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。